

微量P C B混入廃重電機器の処理に関する専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

P C Bを使用していないとするトランス等の重電機器に、微量のP C Bに汚染された絶縁油を含むものが存在することが平成14年7月に判明したが、その汚染機器の台数は約120万台に上るとの推計もある。

これらの機器は、その絶縁油中のP C B濃度が数十ppm（P C Bを使用するトランス等中の絶縁油のP C B濃度の数万分の1の濃度）と、極めて低濃度であることから、これらの機器が廃棄物（以下「微量P C B混入廃重電機器」という。）になった場合における処理について、技術的に安全・確実で、かつ廃棄物の特性を踏まえた処理方策に係る検討が求められている。

このことを受け、標記専門委員会を設置し、必要な検討を行うこととする。

2. 検討事項

上記の状況を踏まえ、以下の事項について検討を行う。

- (1) 技術的に安全・確実で、微量P C B混入廃重電機器の特性を踏まえた処理方法に関すること
- (2) 微量P C Bの簡易測定に関すること 等

3. 検討スケジュール

月1回程度開催、まず課題の整理を行った上で検討を進め、本年内を目途に報告書を取りまとめる予定。

4. 運営方針

- ・専門委員会は、学識経験者、関係業界及び地方公共団体から構成する。
- ・オブザーバーとして、経済産業省の参加を得る。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について

(平成19年2月2日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（以下「部会」という。）に微量P C B混入廃重電機器の処理に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
2. 専門委員会においては、微量P C B混入廃重電機器の処理を推進するために必要な方策について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。